

防運情第1074号
19. 1. 31
一部改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長 殿
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省情報セキュリティ月間について（通達）

標記について、情報セキュリティに関する職員の意識の高揚、啓発その他情報セキュリティの確保に向けた活動を集中的に実施する期間として、毎年2月を「防衛省情報セキュリティ月間」と定めることとされたので、管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

なお、防衛省情報セキュリティ月間における活動の実施に関する細部については、整備計画局長から通知させる。